

議第54号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (7) その養育する子が1歳6か月到達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することおよび<u>任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (4) (略) イ～ウ (略) 第2条の2～第25条 (略) 付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (7) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (4) その養育する子が1歳6か月到達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することおよび<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (7) (略) イ～ウ (略) 第2条の2～第25条 (略)

議第55号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会
教育長：藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立社会体育施設等指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

市長 田中 義典
副市長 田中 義典
教育委員 田中 義典

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立総合体育館
- (2) 草津市立野村運動公園
- (3) 草津市立ふれあい運動場
- (4) 草津市立ふれあい体育館
- (5) 草津市立武道館
- (6) 草津市立三ツ池運動公園
- (7) 弾正公園
- (8) 野村公園

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立社会体育施設条例
- (2) 草津市都市公園条例

3 指定管理者

合同会社 草津市スポーツ振興事業体

代表団体 草津市下笠町161番地

合同会社 草津市スポーツ振興事業体

業務執行社員 公益財団法人 草津市コミュニティ事業団

業務執行社員 公益社団法人 草津市スポーツ協会

構成団体 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役 有 坂 順 一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

附录一

附录二

附录三

附录四

附录五

附录六

附录七

附录八

附录九

附录十

附录十一

附录十二

附录十三

附录十四

附录十五

附录十六

附录十七

附录十八

附录十九

附录二十

附录二十一

附录二十二

議第56号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立西一会館・草津市立西一教育集会所指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立西一会館
- (2) 草津市立西一教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市西草津一丁目8番4号

特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ

理事長 吉 田 耕 治

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

昭和二十一年三月二十一日 東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

昭和二十一年三月二十一日 東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

昭和二十一年三月二十一日 東京市役所 庶務課 庶務係 庶務係長 佐々木 清

議第 5 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立橋岡会館・草津市立橋岡教育集会所指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立橋岡会館
- (2) 草津市立橋岡教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市橋岡町165番地

特定非営利活動法人 熱と光

理事長 山 本 啓 一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

在本书出版前，曾蒙许多同志审阅，提出许多宝贵意见，在此一并致谢。

1954年10月

—— 著 者 附 言

附 录 人 员 姓 名 姓 名 姓 名

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

附 录 5-17 附 录 5-17

議第58号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立新田会館・草津市立新田教育集会所指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立新田会館
- (2) 草津市立新田教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市草津町1-4-75番地2

特定非営利活動法人 心輪

理事長 佐 山 繁 樹

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

附録一 地理的関係 (1)

附録二 歴史的關係 (2)

附録三 経済的関係 (3)

附録四 政治的關係 (4)

附録五 社会的關係 (5)

附録六 文化的關係 (6)

附録七 宗教的關係 (7)

附録八 教育的關係 (8)

附録九 労働的關係 (9)

附録十 交通の關係 (10)

附録十一 衛生の關係 (11)

附録十二 其他の關係 (12)

議第 5 9 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立常盤東総合センター・草津市立芦浦教育集会所指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立常盤東総合センター
- (2) 草津市立芦浦教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市芦浦町70番地7

特定非営利活動法人 ハート&ライト

理事長 木村 源一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

中華民國三十三年四月一日

附錄

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、